

保育所の事業をご利用ください！



現代の子どもたちや家族を取り巻く社会状況は、出生数の減少、核家族化等の進行、女性の社会進出の増加、
育児情報の氾濫…。
多様化する育児環境の中で、子育てについて悩んだり、不安になつたり自信をなくしてしまった親が増え、時として親子の関係や子どもの心の発達に影響を与えてしまうことがあります。

今回は、さかえ保育所で実施している児童福祉事業を紹介します。

子育てに悩んでいるみなさん。ぜひ一度、さかえ保育所をご利用ください。



のびのび広場

●毎週水曜日

支援センターの専用室を開放します。玩具で遊んだり、絵本を見たりして、お母さん同士の交流を深めましょう。

- ①保護者の勤務形態等により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童
- ②保護者の疾病または入院等により、緊急で一時的に保育が必要となる児童
- ③保護者の育児疲れ解消等の私的な理由、その他の事由により、一時的に保育が必要となる児童



小学校低学年児童の受入事業

一時保育事業

保育所に入所していない（保育所入所の基準を満たさない）お子さんをお持ちの家庭で、次の①～③のいずれかに該当する場合、一時的に保育いたします。



●毎週木曜日

0～1歳6か月までのお子さんを対象に行っています。育児の不安や悩みをみんなでおしゃべりしませんか？

- 料金（1日）3歳未満 二、〇〇〇円
3歳以上 一、八〇〇円
- 時間 午後4時30分、午前8時30分～午後4時30分
- 時間（通常）小学校下校時

- 料金（1日）四〇〇円
- 時間 月～金曜日

長期休暇の期間中は、受入時間をお早めています。
申込書は保健福祉課または保育所に用意しています。

いずれも保育所が休みの日には事業を行いません。
【お申し込み・お問い合わせ先】

さかえ保育所
お問い合わせ先

- 毎週火曜日
- 支援センター専用電話
(☎21-2172)

なかよし広場
お絵描きなど、様々な素材に触れ、楽しみながらお子様の体験の幅を広げましょう！

は、いざれも無料です。

※子育て支援センターの事業

までにお申し込みください。
(☎21-4006)